

## 地方消費税引上げ分を充てる社会保障関係費について (令和元年度決算)

消費税及び地方消費税の引上げ分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに子ども・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

地方消費税引上げ分を充てた県の社会保障関係費は、次のとおりです。

(歳入)	引上げ分の地方消費税収	8,507百万円
(歳出)	社会保障関係費(一般財源ベース)	86,219百万円

### 【社会保障関係費】

(単位:百万円)

事 項		令和元年度決算額	
		総 額	うち一般財源
子ども・ 子育て支援	地域子ども・子育て支援事業費 ※1	1,126	1,126
	教育・保育給付費 ※2	10,712	10,712
	児童保護費 ※3	2,829	1,407
	児童手当県負担金	2,712	2,712
計		17,379	15,957
医療・介護	国民健康保険制度	11,845	11,845
	後期高齢者医療制度	15,901	15,780
	介護保険制度	15,942	15,942
	医療介護総合確保基金事業費	1,489	496
	指定難病医療費	1,478	734
	小児慢性特定疾病医療費	216	108
計		46,871	44,905
その他の社会保障に要する経費		32,264	25,357
合 計		96,514	86,219

※1 放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等の13事業

※2 幼稚園、保育園等への施設型給付等

※3 児童入所施設等措置費等